

## 令和3年度(2021年度)第4回環境審議会 議事録要旨

1 日 時 令和3年(2021年)12月22日(水曜日)10時00分から11時32分まで

2 場 所 熊本市役所 議会棟2階 予算決算委員会室

3 出席者 環境審議会委員(12人)

|    |     |     |    |    |     |
|----|-----|-----|----|----|-----|
| 篠原 | 亮太  | 会長  | 高宮 | 正之 | 副会長 |
| 鳥居 | 修一  | 副会長 | 川越 | 保徳 | 委員  |
| 中田 | 晴彦  | 委員  | 原島 | 良成 | 委員  |
| 阪本 | 恵子  | 委員  | 澤  | 克彦 | 委員  |
| 宮園 | 由紀代 | 委員  | 村山 | 勝年 | 委員  |

※以下の委員はオンライン参加

|    |   |    |   |    |    |
|----|---|----|---|----|----|
| 阿部 | 淳 | 委員 | 張 | 代洲 | 委員 |
|----|---|----|---|----|----|

事務局(10人)

|    |    |                   |     |    |              |
|----|----|-------------------|-----|----|--------------|
| 三島 | 健一 | 環境局長              | 本田  | 昌浩 | 環境推進部長       |
| 村上 | 慎一 | 資源循環部長            | 池田  | 賀一 | 首席審議員兼環境政策課長 |
| 永田 | 努  | 首席審議員兼水保全課長       | 下錦田 | 英夫 | 廃棄物計画課長      |
| 吉田 | 香織 | 環境共生課長            | 田尻  | 一誠 | 環境共生課長補佐     |
| 橋本 | 倫子 | 環境政策課副課長          |     |    |              |
| 兼平 | 進一 | 審議員兼温暖化・エネルギー対策室長 |     |    |              |

4 欠席者 環境審議会委員(3人)

|    |     |    |   |    |    |
|----|-----|----|---|----|----|
| 宮瀬 | 美津子 | 委員 | 泉 | 勇気 | 委員 |
| 波村 | 多門  | 委員 |   |    |    |

## 5 次第

### (1) 開会

事務局挨拶

配布資料の確認

### (2) 議題

- ・ 諮問事項

環境保護地区の解除について

- ・ 報告事項

第4次熊本市環境総合計画素案について

### (3) 閉会

## 6 配布資料

### 次第

資料1 池田二丁目環境保護地区の指定解除について

資料2 環境総合計画骨子案（たたき台）及び第3回環境審議会時  
における委員からのご意見及び本市の対応方針

資料3 第4次熊本市環境総合計画（素案）概要版

資料4 第4次熊本市環境総合計画（素案）

## 開 会

### 【事務局挨拶】

三島 環境局長 挨拶

### 【配布資料の確認】

事務局より説明

### 【定足数報告】

事務局 熊本市環境審議会規則第 10 条第 2 項の規定により委員の過半数の出席が必要であるが、本日は委員 15 人中 12 名の出席であるため、審議会開催の定足数を満たしていることを報告する。

### 【諮問書手交】

三島 環境局長より、篠原 会長へ「環境保護地区の解除について」の諮問書手交

## 議 題

### 【諮問事項 環境保護地区の解除について】

篠原 会長 環境保護地区の解除について、事務局からの説明を求める。

吉田 環境共生課長  
(資料 1 について説明)

篠原 会長 事務局からの説明を受けて、ご意見やご質問はあるか。

原島 委員 地権者 C 氏は死亡しているので、全員一致で解除の意向はありえないのではないかと。

吉田 環境共生課長 土地所有者 A～D 氏のうち、D 氏以外は、C 氏の親族である。相続人の可能性がある A・B 氏に代表して話を伺って全員一致と理解していた。今後、C 氏の相続人が他にいないかを調べる。

原島 委員 C 氏の土地を相続した人が、解除に同意しなかった場合も解除となるのか。

吉田 環境共生課長 指定基準 2,000 m<sup>2</sup>を下回ると解除という方向で考えている。

原島 委員 条例 6 条第 1 項第 3 号に関連して、土地所有者 (A 氏、B 氏) は指定当初

から変更はないか。

吉田 環境共生課長 変更ない。

原島 委員 所有者が変わっていないにも関わらず、規則で解除できるのか疑問である。条例の解釈が少し複雑で、無効でないかと思った。市の見解を聞かせていただきたい。

吉田 環境共生課長 今回、条例 6 条第 1 項第 3 号の「その他の規則で定める場合」を適用する。その他の規則（規則 5 条）では所有者が変わった場合に限らず、解除できる条件を設定していると理解しており、今回は第 3 号「保護協定締結して 10 年以上経た所有者から解除の申出があった場合」を適用する。

原島 委員 法学では「その他規則」と「その他の規則」は区別して使う。例えば「陸海空軍その他の戦力はこれを保持しない」。普通の読み方、解釈の仕方によると今回の条文は疑問が残るので指摘しておく。

川越 委員 A 氏だけを解除できないのか。

吉田 環境共生課長 指定基準の 2,000 m<sup>2</sup>を切る場合は全部解除の流れで取り扱ってきている。

田尻 環境共生課長補佐 一部解除は、他の環境保護地区で今までも何度かされている。今回は ABC が親族関係で、A だけの解除だけでなく、他の方も解除の意向かつ、2,000 m<sup>2</sup>を切るため全部解除を考えている。

川越 委員 指定面積 2,000 m<sup>2</sup>の根拠は何か。

吉田 環境共生課長 条例や規則には規定されておらず、内規的に定めている。環境保護地区候補地選定の段階から「1 団のまとまった緑=2,000 m<sup>2</sup>以上」という認識で取り扱ってきた。

川越 委員 今後、同じような事案が生じた際に、グレーな印象を受けるので良くない。

篠原 会長 今回を機に、内規ではなく条例や規則に明記してはどうか。

三島 局長 環境保護地区とは一定の緑の塊で、保護されるべき環境となる。2,000 m<sup>2</sup>

は以前から指定・運用の目安として位置づけられてきた。指定基準については、規則等で明示するよう検討していく。

また、解除の経緯について改めて説明する。A氏から制約を受けたくないという理由で申出が提出。A氏の面積 859 m<sup>2</sup>を解除すると、残面積が 2,000 m<sup>2</sup>を切る。目安の 2,000 m<sup>2</sup>を切ると緑の塊としての基準を下回るので、所有者全員に意向を伺った結果、全員一致で解除の意向を示された。

阿部 委員 交付金を見直した方がよいのではないか。

吉田 環境共生課長 環境保護地区の指定をされても、管理はあくまで土地所有者である。確かに、現在、交付している金額は安いとの声もあがっている。しかし、交付金は管理費として支払っているわけではなく、協力をいただいていることに対してお支払いしている。すぐには変えることは難しいが、今後、制度の見直しを行っていく。

篠原 会長 管理費として支払うと額が大きくなる。環境保護地区 14 箇所は重要な地区。これを残していくために市は見直しを含めて検討するように。

高宮 副会長 ムササビは、準絶滅危惧種。絶滅危惧種より絶滅危険度は小さい。今後、現地を確認して判断することになる。

澤 委員 条例そのものが平成元年制定なので、言葉の表現・運用については当時のおおらかな考えが見受けられる。自然環境部会では当時の時代背景や指定の経緯など踏まえて検討すべき。

篠原 会長 本案件は、自然環境部会に付議し、来月、現地視察とともに部会を開催して、最終的に判断することによろしいか。

(異議なし)

篠原 会長 では、当審議会は、本案件の審議を自然環境部会に付議することとする。

### 【報告事項 第4次熊本市環境総合計画素案について】

篠原 会長 続いて報告事項に移る。第4次熊本市環境総合計画案について、事務局から説明をお願いします。

橋本 環境政策課副課長

(資料 2、3、4 について説明)

篠原 会長 これまで基本的考え方については環境審議会として、既に答申を行っている。そのために今回は報告事項ということになっている。

策定までの段取りの都合上、環境総合計画に関するご意見を伺うのは今回が最後になるので、皆さんよく確認いただき、疑問などあれば、発言していただきたいと思う。

環境総合計画の策定に関しては、これが最後の審議会になるので、皆さんよろしくお願いする。

原島 委員 素案の全体像を初めて見て気づいたのだが、熊本市は土壤汚染対策はどこも部署が対応しているのか。この素案を見ても土壤汚染対策があまり出てこない気がした。

永田 水保全課長 熊本市の地下水保全ということも兼ねて水保全課で土壤汚染対策法を所管している。

原島 委員 水濁法にも地下水浸透の規制があるので、土壤汚染は関係しているのだが、土壤汚染は必ずしも地下水だけではなく、もちろん大気汚染で、汚染物質が雨とともに降ってきて、土壤を汚染するということもあるので、項目があったほうが、本来良いのかなという印象を持った。将来的な課題かもしれないがこの場で言うておかないと機会がない。

土壤汚染は典型 7 公害の一つでもあり、SDGs でもちゃんと項目立てがされているにも関わらず、その点がカバーできてないと感じた。また、土壤汚染に関連して、地下水だけじゃなくて土砂の持ち運び、持ち込みによって、汚染土壤が持ち込まれてしまうという問題がもう 2000 年代入ってすごく注目されている。

土砂条例のようなものがあつたほうがいいということを、熊本地震のときにもこの会議の場で発言したが、そういった土壤の安全という観点とくつつければ、土壤汚染を環境総合計画の中に入れやすいのではないかと思ったので、土壤汚染を考えるとときには土砂の持ち運びの規制も含めて考えていただければなと思った。

篠原 会長 大事なポイントをご指摘いただいた。土壤汚染というと工場跡地もある。工場跡地から河川に汚染物質が流出するという問題もある。

持ち込みの土壤については、熱海で土壤の流出で甚大な事故を起こしているが、あのケースは持ち込み土壤である。

環境総合計画の中にまだ間に合うのであれば入れていただきたい。重要なことだと思うが、事務局どう考えるか。

橋本 環境政策課副課長 いただいたご意見については反映について事務局のほうで検討させていただきたい。

原島 委員 以前から言っているつもりではあったのだが、会長ご発言の熱海の事故のように宅造法も関係するので、開発・都市部門と環境部門とで、キャッチボールというか、谷間に落ちてしまうようなところもある。

ただ全国で見ると、土砂条例をつくっていない自治体がねらい撃ちされて、汚染土壌の持ち込み先になってしまうということがあり、研究もされているところであるので、ぜひ前向きに取り組んでいただきたい。

篠原 会長 これは廃棄物関係と非常に密接なところがある。産業廃棄物の不法投棄という問題と、すれすれのところにあり、土壌問題は抜けがないように押さえておく必要があると思う。これは私のほうからもお願いしたいと思う。

村山 委員 市民の立場での意見、質問であるが、資料 4 の 54 ページ、取組 5-2-1 で 3 点程お伺いしたい。

リサイクルの推進関連であるが、ごみを出した後にルール違反ごみが散見される。今後の展開の中で市民が一番身近に感じるのは、ごみカレンダーであり、皆さんよく見られているようだ。そういう意味合いで、ごみカレンダーをもっと精査をしていただいて、市民に、より分かり易い内容にお願いしたい。

例えば樹木、剪定枝、切り取った枝は 50cm 以下となっている。理由があり 50 cm 以下を基準とされているのであろうが、1m も 1.5m くらいも回収して頂いている時もある。全国ほとんどの地域 50cm 以内が基準となっているようであるが、処理上か、機器構造上の問題なのか、ルール違反の見直しも必要と思われるが。

また、市政だよりなどに周知事項は出ているが、余りにもルール違反が多い場合には周知徹底を何度でもお願いしたく思う。

2 点目は全国の事例をよく読むが、鹿児島市や町田市などは、樹木でチップをつくる機器の購入に助成する制度がある。財政的な問題もあり、即、熊本でもお願いしたいということではないが、検討する価値はあるのではないか。熊本は森の都、庭木を植えている市民も多いのではないか。後ほどでもいいからご意見をお伺いしたい。

3 点目は、資料 4 の 54 ページの最後に拠点回収の充実や、見直しという言葉があるが、この言葉の前提に、少子高齢化という言葉をぜひ入れていただけないかと思う。見直しは常に図られているが、少子高齢化がこれからのキーワードで、少子高齢化に伴う見直しという言葉が欲しい。

下錦田 廃棄物計画課長 まずごみカレンダーがちょっと分かりづらいというご意見

かと思うが、確かに熊本市のごみカレンダーは余りに詳しく書き過ぎており、詳しいからこそ逆に分かりづらいということもあろうかと思う。その点は真摯に受け止め、より市民の皆様に分かりやすいような表現でお伝えできればと思う。

選定枝の、長さ 50cm、束 30cm というご意見があったが、これは収集と焼却する際のサイズというところで市民の皆様をお願いしているところ。

最後に少子高齢化を踏まえた、拠点回収の充実や、収集品目というところのご意見については、まず高齢化というところについては、ごみ出しが困難な世帯の方に対し、ふれあい収集という収集の形態を行っている。これは戸別に自宅の玄関まで取りに伺うという制度であり、介護認定を受けていなくても、けがをされていたり、体調悪かったりということでも対応、収集するような制度を設けている。超高齢社会に対応した廃棄物行政を展開しているのでご理解いただければと思う。

橋本 環境政策課副課長 少子高齢化の点については、環境行政の全体に関わってくる大きな前提になると思っており、素案の 6 から 7 ページの「現状と課題」の一つの項目として、人口減少や少子高齢化について、熊本市の状況を掲載しつつ、人口や人口構造の変化により、ごみ出しが困難な世帯の増加や、環境保全の担い手が不足するなどといったことが考えられると記載しているところ。

全般的に少子高齢化を含む環境課題の変化に対応していくことが必要だということで、計画全般にわたる課題と捉えこちらのほうに記載して、これらの課題を踏まえ、基本計画における取組を整理しているところであるので、ご理解いただきたい。

篠原 会長 ただいまのご意見は現在策定中の一般廃棄物処理基本計画のほうにも反映させるということで、是非検討いただきたい。

川越 委員 例を挙げると、概要版 3 ページ、施策 1・2 の指標について。指標はいろいろと議論があると思うが、そこは置いておいて。

地域における青少年健全育成活動参加数は、基準値が 26,000 人位に対して、令和 13 年度で 11 万人となっており、これは累積数なのか。令和 13 年度単年度だけでの 11 万人なのか。

それと、目標値の下に「(R5)」という表記が出てくるが、一体これは何なのか。これは説明がいると思う。

概要版 5 ページ、施策 4-1 の成果指標の R13 目標値に「減少」と書いてあるが、一体この意味は何なのか。

橋本 環境政策課副課長 まず 1 点目の、青少年活動の目標値については、累積値であると理解しているが、正確に確認したい。

2点目の、13年度目標値の下の括弧書きの件に関しては、環境総合計画の終期が13年度であるので、目標値も13年度にするという基本的な考え方の下に、資料4、素案21ページに記載しているが、目標値について13年度における設定が困難なものについては、それ以前の年度で設定し、中間見直しにおいて改めて設定することとしている。

3点目の江津湖の調査における指定外来の割合は、4.3%よりも減らすということで、数値の設定が困難であったことから、ここについては定性的な目標値としている。

川越 委員 R5の件は、括弧書きでそのように書くというのは、どこに書いてあるのか。

橋本 環境政策課副課長 素案に説明を追加したい。

川越 委員 累積値の件も、指標によっては単年度でのものもあるので、分かりやすくしておいた方が良いと思う。

宮園 委員 素案の39ページ、取組2・2・1緑の保全の中の森林計画について、森林経営管理制度という記載があるが、森林経営管理制度の脚注があった方が、一般の方が理解しやすいのかなと思った。

橋本 環境政策課副課長 巻末の用語解説に追加したい。

高宮 副会長 素案46ページ。「本市に生育、生息している動物の数の18%とか植物で11%」というものはどうやってこれ出したのかと思って、生物多様性戦略を見ると、植物に関しては旧熊本市の範囲の中の数分母にしているようだ。この条件でいくと、雁回山などが入ってくると植物種の分母数はかなり増えてくると思う。

この数字を書いておいて、植物11%が、将来見直したときに全然違っている可能性がある。現在の市の範囲で分かれば本当はそれを分母にしたほうがいいのではないかとと思うが、それはちょっと難しいとも思う。

「環境省及び熊本県のレッドリスト」の記載については、レッドデータブックも入るので、特に熊本は2019年度にレッドデータブックの一番新しいものができているので、「レッドリストやレッドデータブック」と記載したほうが良いと思う。

吉田 環境共生課長 植物の種類、割合については、この根拠を確認して、将来的に通じる、比較、対照できる数値になるように修正したいと思う。

「レッドリスト」と「レッドデータブック」の表記についても分かりやすい記載にさせていただきたい。

中田 委員 環境総合計画は色んな人に見ていただくのが目的だと思う。写真やイラストをもう少し増やしていかれてもいいのではと思う。例えば 26 ページや、77、78 ページの余白が多い部分を活用して、写真やイラストを掲載したほうが、見る人にやさしい印象を与えるし、より多くの人に手に持ってもらえると思う。

UNEP の SDGs のパンフレット見てみると、かなりカラフルなイラストが掲載されている。ここまでカラーを使うと、印刷すると費用が掛かるなという印象があるが、もう少し、人が見て手にとってやさしい印象があるような、そういう内容がいいのかなと思う。

橋本 環境政策課副課長 3 月の策定までにあと少し時間があるので、持ち帰り検討させていただきたい。

篠原 会長 中田委員のご発言のとおり、味気ない印象がある。公にする場合にはデザインも取り入れて、何か見て楽しいみたいな感じを持ってもらわないと、市民は見てくれない。ぜひ工夫していただいて、親しみのあるような、文字配列、絵、写真、を入れていただくということをお願いしたい。

鳥居 副会長 素案 54 ページ、取組 5・2・2 の文中で、下水熱をエネルギー資源と記載されているが、下水熱をエネルギーとしてどうやって使うのか。

村上 資源循環部長 正しく記憶していないが、確か下水道の部署で下水道から発生するバイオガスをエネルギーとして活用ということっていうことでは聞いている。

鳥居 副会長 バイオガスは理解できる。しかし、下水熱そのものがエネルギー源としては余りにも、低熱源のために、熱力学的にまず熱回収が不可能に近いと思う。

村上 資源循環部長 ここは確認したい。

鳥居 副会長 「事業ごみは、環境工場での搬入物・・・」と記載があるが、環境工場に事業ごみを持ち込んでいるのか。

下錦田 廃棄物計画課長 はい。市の施設数でも、一般廃棄物の事業ごみは受け付けしている。ここで記載しているのは、一般廃棄物の事業ごみの中に、産廃が混入しているケースがあるので、そこを指導して、市の施設で適正に処理できる一般廃棄物の事業ごみのみを受け入れるという趣旨である。

鳥居 副会長 素案 57 ページ、取組 5-3-2 の具体的取組の二つ目に、「回収したエネルギーを、周辺施設や、庁舎である使用するなど、地域エネルギーセンター・・・」と記載があるが、地域エネルギーセンターとはどこか。

兼平 温暖化・エネルギー対策室長 地域エネルギーセンターという表現をしているが、東部、西部の環境工場のことを指している。エネルギーとして利用するという点から、環境総合計画の上位計画である熊本市総合計画でこの表現を使っていることから、表現を統一したところである。

篠原 会長 これはセンターが具体的にあるわけではなくて、センター的な役割をするということだと思うが、書きぶりを変えていただいた方が良い。

兼平 温暖化・エネルギー対策室長 表現は庁内で検討したい。

篠原 会長 先ほどの下水熱は、もしかしたらバイナリーの可能性がある。下水の放流水は結構温度が上がるので、その低温でもエネルギーとして何とか使おうということがあるかもしれない。そういうことであれば、下水熱という単語が独り歩きしないようにもう少し詳細に、説明が欲しい。

澤 委員 私がいろいろと意見の中で SDGs を口酸っぱく言い続けた。かなり素案含めてご対応、ご苦慮された足跡が見えるところである。関連性、紐づけというところに、この段階はファーストステップかなと思うところ。

もう 1 段階、取組を具体的にする中で、ストーリー性をどこまで持ち込むのかと、単に紐づいているというだけの表現が、現段階での限界かなと思いながら見たところ。

ロゴの表記の仕方に少し揺らぎを感じるというところだけ指摘したい。

例えば素案 35 ページ、基本方針 2、「施策 2-1 地下水や河川を保全する」とあり、基本方針と施策 2-1 の間にロゴが並べてある。

一方、素案 39 ページだと、施策 2-2 の上にロゴがある。

素案 42 ページでは、施策 3-1 の横にロゴがある。

このロゴの関連性が、基本方針レベルなのか、その施策ごとなのかっていうところがちょっとわかりづらいと感じる。

ロゴを掲出する場所を、各施策の最後に関連性という形でロゴを載せるか。この表現は多分アイコン的なニュアンスを超えない、ロゴがついているだけだ、ということで、取り扱い方針を整理いただければと思う。

また、素案 86、87 ページにでは、各ゴールに対して、個別の取組を各ゴールの一番

関連性が高いところに記載してあると理解するが、同時にその一つの取組が複数の課題に結びついて解決に寄与するというのもあるので、紐づけという段階での表現にどうしても留まらざるを得ないとは思いますが、今後ほかの部署とも SDGs の絡み方が出てくるだろうし、政策部局での表現の仕方の工夫という議論もあるかと思う。その辺りちょっと今後の発展を期待したい。

橋本 環境政策課副課長 1 点目のアイコンの掲載の位置は、スペースの都合もあり、施策によって配置が異なっている。施策ごとに関連のゴールを掲載しているので、表現は工夫したいと考える。

2 点目の 86 ページ以降の SDGs の関連性の件も、ご指摘の趣旨を踏まえ計画上で整理するのか、計画を踏まえた進行管理の中で、各取組のゴールの捉え方というのをちょっと細かく見ていくのかということについては、改めて検討したい。

宮園 委員 素案 61 ページの気候変動に対する影響の適用の箇所であるが、具体的取組に、「日産グループとの電気自動車等の活用」とある。環境総合計画は長期な計画になるので、いろいろ自動車産業も変わっているので、個別企業ではなく、丸めたような表現がいいのではと感じた。

橋本 環境政策課副課長 表現はご指摘も踏まえて検討させていただく。

原島 委員 素案 56 ページ、取組 5-3-3 持ち去り防止対策について。持ち去り行為は市民のリサイクル意識の低下や市の歳入減につながることから取り組む必要があると記載がある。市の歳入減の文言は削除を提案する。

これは市の歳入を確保するために、環境政策をしているわけではなく、これを強調することで、お金にならないことはやらないとか、負担になることはやらないという、流れになることも懸念する。

私は世田谷区のこの政策を調査したことがあるが、取り締りにすごいコストが掛かっている。熊本市は条例を改正して手続きを簡略化したようであるが、結局取り締りに経費が掛かっている。行政には歳入があるが、取り締りの経費が掛かる。

持ち去ることは条例で禁止されているからいけないのであるが、持ち去った人はリサイクルショップに持ち込むので、環境の観点から見れば、そんなにいけないことなのかという意見が常に出てくる政策分野である。

ここはリサイクル意識の低下っていうところを前面に出すためにも、市の歳入減というのを削除することを提案したい。

下錦田 廃棄物計画課長 まず、この持ち去りに対する市の歳入減というのは、年間マ

イナス 2,600 万円程度あると推計している。

市の歳入は 3 億円程度あり、このマイナス 2,600 万円をどう考えるのかという議論はあるが、記載については検討したい。

篠原 会長 いかがだろうか。他にご意見がなければ、審議会での議論は終わりにするということでよろしいか。

(意見なし)

終 了

篠原 会長 本日予定していた議題も全て終了したので、これを持って令和 3 年度第 4 回熊本市環境審議会を閉会する。

以 上